

経営会議の内容

件 名	第二期大和市子ども・子育て支援事業計画について
所 管 部	こども部
日時・場所	令和元年 11月21日（木） 10:00 ～ 10:45 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、こども総務課長、ほいく課長
提 出 理 由	第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・過去のニーズ調査と比較して保護者の就労状況や子育ての環境はどのように変化したか。 （所管部）第一期子ども子育て支援事業計画の策定にあたり行った平成25年度の調査と今回の調査を比較すると、就労している母親の割合が前回の39.6%から54.4%に増加し、半数以上の母親が就労している状況となっている。併せて、保育施設を利用している子どもの割合が増加し、幼稚園を利用している子どもの割合を上回った。このほか、「日ごろ子どもを見てもらえる親族・知人がいない」と回答した方の割合が16.6%となり、前回よりも4.1ポイント増加した。さらに、「子育てをする上で気軽に相談できる人がいない」と回答した方の割合が7.1%となり、前回よりも3.1ポイント上昇した。また、居住地域における子育て環境・支援の満足度については、「高い」「やや高い」と回答した方の割合が39.3%となり、前回から約2.5倍に上昇している。 ・量の見込みと確保方策について、子どもの人数は減る見込みであるにも関わらず確保しなくてはならない定数は増えるという計画になっているが、どのように見込んでいるのか。 （所管部）就学前児童数のうちどれだけの方が保育所を申請するのかを示す、保育所申請率を基に保育所の整備計画を進めている。平成25年4月1日時点では17%だったが、平成31年4月1日時点で35.2%まで上昇した。今後の見通しとして、国は保育所申請率が全国平均で53.6%まで増えるだろうと見込んでいる。本市においては、ニーズ調査の結果等を踏まえ、令和6年度時点で申請率が46.9%まで増えることを見込んで整備計画を立てている。幼稚園の定員は変わらないものの保育所を希望する方が増えるため、全体として量の見込みよりも供給が多い計画になっている。また、量の見込みはいずれも4月1日時点のものであり、確保方策を一致させると年度途中で入園できる枠がなくなってしまうことから、多めに定めている。 ・北部でいくつか開発計画が進んでいるようだが、そうした見込みも計画に反映されているのか。 （所管部）北部地域のマンションの増加も見込んだ計画となっている。 ・今回の国会で母子保健法の改正案が提出され、審議される予定であると聞いている。改正案は特に産後ケアの充実が大きなポイントとなっているようだ。新しい計画は産後健康診査事業と産後ケア事業が令和2年度からの新規事業としてあるのは、産後うつを課題として捉えた新しい施策ということか。

(所管部) その通りである。産後うつは虐待につながる恐れがあることから重要な問題であると捉えており、令和2年度からの新規事業として実施を目指し、準備を進めている。

- ・産後ケア事業は産後4か月までの母親を対象としているが、4か月以降の子どもを持つ母親に対してはどの事業でサポートするのか。

(所管部) 子どもの虐待等の防止については、家庭児童相談事業で対応している。

- ・基本目標3、個別目標④の「子どもの安全を守る取組の推進」について、具体的に防犯関係の2事業が記載されているが、児童に対する交通安全教室を行う交通安全啓発事業も追加してはどうか。

(所管部) 本計画の策定にあたり、こども部以外の取組も記載している。記載する事業を整理する方法として、子どもや子育て家庭を対象とした事業としているが、学校の教育課程内で行われているものは除いており、該当となるか都市施設部と調整する。

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたが、この市町村計画を包含する計画とした理由はなにか。

(所管部) 従前は都道府県及び政令指定都市のみが計画策定の努力義務を課せられていたが、本年6月の改正により子どもの住む地域に関わらず全国的に推進するため、市町村も計画策定が努力義務となった。国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%で7人に1人の子どもが相対的な貧困の状態にあると国は述べている。「全ての子どもの健やかな成長を支える」とする子どもの貧困対策推進法及び法に基づく計画の趣旨は子ども・子育て支援事業計画の趣旨とも一致するものであり、一体的に策定することで効果的・効率的に施策展開が行えると考えているため、子どもの貧困対策計画を包含する計画とした。

- ・健康福祉部が実施している24時間健康相談で、子育ての悩みについても受け付けているのか。

(所管部) 子育ての悩みについてはこども部の子育て何でも相談・応援センターでの相談を基本としているが24時間の対応はしていない。小さい子は夜中に具合が悪くなることもあり、その場合は24時間健康相談で対応している。

- ・保育士の確保が課題であるが、離職率はどのくらいか。

(所管部) 民間の保育施設の離職率は数字として把握していない。施設によって状況は様々であると承知している。

- ・クレーマーや暴力、暴言、ハラスメントから保育士を守ることや賃金の問題など、保育士の就労環境の改善を図ることは保育士を確保する上で重要と考えるが、それらの対策を計画に盛り込めないのか。

(所管部) 各民間保育事業者の責任において実施する部分もあるが、本市では現在、保育現場で安心して働ける環境を整えていくことに注力している。例えば、民間保育士を対象として、研修を年4回実施しており、保育の安全や苦情対応など具体的内容を扱っている。このほか、保護者対応においては、ほいく課の保育士が保護者と施設側の間に立って積極的に相談にのっている。他市と比べると大和市は現場を大事にする取組を実施している。

- ・理念に「親育ち」という言葉が入っていることは素晴らしいと思う。母親の就労割合が増えている中で、今後は親をどのように支えていくか、特に母親への支援をどうするのかについては、子育ての課題の柱となっていくと思う。基本目標2や基本目標5で明確に出されたことは評価できると思う。

- ・基本目標5の中にある「外国につながる」という表現は一般的なのか。

(所管部) 外国籍でなくとも例えば海外から帰国した日本人で文化に馴染めない子どももいることからこの表現を使用している。国でも、子育て分野の様々な資料でこの表現を使っており、本市においては学校教育基本計画の中でも使用している。

	・現在、寡婦以外に未婚のひとり親に対する支援策が議論されていると聞いているが、本計画のひとり親家庭への支援や子どもの貧困対策に関する施策において影響は考慮されているか。 （所管部）ひとり親家庭への支援については、児童福祉分野の中では以前から結婚歴の有無等による区別はない。手当などの支給もひとり親である事実をもって支援しているものであり、税制の変化による影響はない。
会議結果	案のとおり、進めていく。